

令和8年10月15日(木曜日)から10月21日(水曜日)は、
違反建築防止週間です。

令和8年10月15日(木曜日)から10月21日(水曜日)まで、「**違反建築防止週間**」が実施されます。これは、建築基準法の目的や内容を県民の皆様に理解していただき、違反建築の未然防止を図るためのものです。

建築物は私たちの生活や活動の基盤であり、快適で安全な街づくりのためには、ルールを守って建てるのが大切です。**建築基準法**は、国民の生命・健康・財産を守るため、建築物の敷地や構造、設備、用途などの最低基準を定めています。

新築や増改築等をする際は、建築基準法に基づく「**建築確認申請**」が必要です。申請書を県土木事務所や市、指定確認検査機関に提出し、計画が基準に適合しているか審査を受けます。審査に合格すると確認済証が交付されます。この手続きをせずに工事をしたり、申請内容と異なる建物を建てることは法律違反です。ご注意ください。



まちづくりの主役である住民の皆さん一人ひとりがルールを守って、誰もが住み良い快適で安全なまちづくりを心掛けましょう。

なお、建築確認申請その他建築基準法に関することについてご質問がございましたら、最寄りの**土木事務所(甲賀・湖東・高島)**の**管理調整課(大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、東近江市)**の場合はそれぞれの**建築指導担当課**)へお問い合わせ下さい。